

第63回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 平成28年2月4日(木)
午後1時30分から午後2時30分まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎 第一会議室(9階)

III 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 宮城県土地利用基本計画(最終案)について
- (2) 宮城県土地利用基本計画図の変更について
- (3) その他

4 閉 会

○配付資料

資料1 宮城県土地利用基本計画(最終案)の概要

資料2 宮城県土地利用基本計画(最終案)

資料3 宮城県土地利用基本計画(最終案)修正箇所一覧

資料4 宮城県土地利用基本計画新旧対照表

資料5 宮城県土地利用基本計画変更スケジュール

資料6 宮城県土地利用基本計画図の変更(案)について

資料6別冊 変更位置図及び区域図

資料7 復興整備計画による変更の特例の適用状況

参考資料① 復興の進捗状況

参考資料② 平成27年度土地利用の現況と施策の概要
(宮城県国土利用計画関係運営資料)

IV 出席者名簿

1. 委員（13名中11名出席）

（敬称略）

氏 名	現 職 名	出 欠
いなむら はじめ 稲村 肇	東北工業大学名誉教授	出
おくむら まこと 奥村 誠	東北大学教授	出
やまもと かずえ 山本 和恵	東北文化学園大学教授	欠
さいとう ちえみ 齊藤 千映美	宮城教育大学教授	出
さとう じゅんいち 佐藤 純一	前JAみやぎ中央会常務理事	出
あさの こういちろう 浅野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務	出
さいじょう たみこ 西 條 多美子	宮城県商工会女性部連合会監事	出
さとう よしこ 佐藤 善子	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 地域福祉部次長	出
あおた れいこ 青田 令子	不動産鑑定士	出
かざま こうじょう 風間 康 静	宮城県市長会副会長（白石市長）	出
あさの はじめ 浅野 元	宮城県町村会副会長（大和町長）	出
わたなべ よしひさ 渡辺 能久	宮城県青年会議幹事	出
もり れい子 森 れい子	伊具郡地域婦人団体連絡協議会会長	欠

2. 事務局（6名）

氏 名	職 名
高橋 彰	震災復興・企画部次長
今野 佳浩	地域復興支援課課長
相澤 明子	地域復興支援課課長補佐（土地対策班長）
蒔苗 浩一	地域復興支援課主事
千葉 路子	地域復興支援課主事
片倉 健智	地域復興支援課技師
宮下 歩海	地域復興支援課主事

V 会議の概要

1. 午後1時30分、司会の相澤課長補佐（土地対策班長）が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。（定足数7名以上出席）
2. 高橋震災復興・企画部次長のあいさつの後、議事に入り、稲村会長が国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、議長となって以後議事を行った。
3. 議事について、今野震災復興・企画部地域復興支援課長が説明を行った後、審議が行われた。

VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（7名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
2. 審議の公開・非公開の確認
議事の公開を確認した。
3. 議事録署名委員の指名
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「浅野元委員」「渡辺能久委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

Ⅶ 議事録（発言要旨）

稲村会長	「(1) 宮城県土地利用基本計画（最終案）」について事務局から説明願う。
今野課長	(資料1～5により説明)
稲村会長	ただいまの説明について、御質問や御意見をお願いしたい。
奥村委員	<p>計画の変更内容の趣旨に問題は感じていないが、表現上の問題だけ指摘したい。</p> <p>一つは、修正した結果、一つの文が「、」で繋がれて非常に長くなっている文が散見される。一文が6～7行に渡っているものがあり、文章として読みにくいので、調整していただきたい。</p> <p>例えば、7ページ『ハ 安全性に配慮した効率的かつ機能向上に資する土地利用』の2段落目において、「また、津波により・・・」で追加された文があるが、「水田を整備するなど」の後に「、」が欲しい。</p> <p>それから、9ページ『(1) 県中南部地域（安全かつ効率的な土地利用）』において、「亘理・山元の～安全性を重視したゾーニングを円滑に実施する。」の文において、途中の「効率的な利用を図るとともに、」というところで一旦文章を切って、「また」等で繋いだ方がいいのでは。</p> <p>10ページ『(2) 県北西部（豊かな自然とともに安全に暮らす地域の形成）』2段落目において、「また、林業の振興に加え、・・・」のところで、「高度に発揮されるよう」の後に「、」が欲しい。</p> <p>それから、一般的にはあまり使わない用語が残っている。具体的には、7ページ『(3) 自然維持地域』の下から5行目、「同観点から」という言葉については、文脈からするといらぬのでは。</p> <p>13ページ『(2) 農業地域 ロ その他の農業地域』において、「調整を了した場合」という表現がある。「調整が終了した場合には」や「調整が終わった場合には」という意味だと考えるが、恐らく法律用語としてはいいのだろうが、一般的には使わないのでは。</p> <p>14ページ『(2) 農業地域 ロ その他の農業地域』の上から2行目において、「後順序」という言葉も一般的に使われる表現ではないのでは。また、その次の行でも先程の「調整を了しない」という言葉が出てくる。御検討いただきたい。</p>
今野課長	ただいま指摘いただいた点は、読みやすくわかりやすいようにという趣旨だったので、文意を変えることなく修正させていただきたい。
稲村会長	指摘された点だけではなく、全体をもう一度読んで、読みやすいように修正をお願いしたい。

佐藤委員	<p>農業目線の立場から意見を申し上げる。計画書を読ませていただき、基本的に私は了としたい。</p> <p>これまでの審議会でも意見を申し上げたが、農業は「生命産業」である。それは、食糧の生産、環境を守るといった多面的な機能を有するなど特別な産業だと思っている。そして、「農地」はその基盤・基礎的な資源であり、その点で、資料1の概要版でうまく整理されている。資料中央の「県土利用の質的向上の三つの観点」という箇所があるが、ここが非常に大事な整理の仕方だと思う。</p> <p>また、震災を乗り越えてより良い状態で県土を次世代に継承するという視点が、きちんと計画に位置づけられている。土地というのは誰かの所有物でもあるが、皆に共通する公共的なものでもあり、より良い状態で次世代に繋ぐということが非常に大事なことである。</p> <p>先程、高橋震災復興・企画部次長の挨拶にもあったとおり、この県土地利用基本計画が策定されると、市町村の地域別計画に内容が反映されるとのことである。そのような趣旨からすれば、ぜひこの基本計画をベースにして市町村計画が見直され、将来に夢と希望が持てる実効性ある計画を策定していただきたいと考える。</p>
稲村会長	<p>どうもありがとうございます。そのような考えを県行政の方々に理解して頂くのに貴重な御意見だと思う。</p> <p>他の御意見はあるか。</p>
齊藤委員	<p>資料2の5ページ、『ロ 自然との共生・循環を重視した県土利用』の2段落目において、「また、震災により沿岸部を中心に・・・環境に配慮したまちづくりを推進する。」という文章の主語がはっきりしないので、主語がわかるように文章を変えていただきたい。</p> <p>それから同じく『ロ 自然との共生・循環を重視した県土利用』の1段落目の上から3行目において、「外来生物の野生鳥獣被害等の防止」と書いてあるが、外来生物というのはとても範囲が広く、例えば微生物、無脊椎動物や植物も含めて全て含まれる。しかし、「野生鳥獣被害等」とあるところの「野生鳥獣」というのは非常に範囲が狭く、ここには括りとして魚類すら入らない。鳥獣保護法に基づいてこのような表記になっているのかもしれないが、鳥獣被害というのが特殊な意味を持っているのでなければ、「等」と書くよりも「野生生物が生態系に与える被害の防止」とした方が全体の文意からすると適切かと思う。資料1の概要版でも同様に記載されているので、そちらも変更する必要がある。</p> <p>また、資料1の概要版の「県土利用の質的向上の三つの観点」の中央部分「自然との共生・循環を重視した県土利用」のところに、今私が言った意見の箇所が書いてある。一番下に「震災による自然環境への影響について生態系ネット</p>

	<p>ワークや自然環境等の劣化を食い止める取組」と書いてあるが、これも難しく、わかりづらい表現だと思うので、例えば「生態系ネットワークや自然環境等の震災による劣化を食い止める取組」とした方がわかりやすいのではないかと。</p>
稲村会長	<p>どうもありがとうございました。もっともな御指摘だと思う。</p>
相澤班長	<p>御意見のとおり修正する。</p>
稲村会長	<p>最終版のため、わかりにくいものがあれば意見いただきたい。他の意見はあるか。</p>
一同	<p><なし></p>
稲村会長	<p>それでは意見が出たようなので、この件に関しては事務局が責任を持って直していただいて、私が確認の上、答申に繋げたいと思う。</p> <p>異議がなければ、「宮城県土地利用基本計画（最終案）」について、案のとおり異議ない旨答申してよろしいか。</p>
一同	<p><異議なしの声></p>
稲村会長	<p>それでは、本案については異議ないものと認め、答申することに決定する。</p>
稲村会長	<p>それでは、議事「(2) 宮城県土地利用基本計画図の変更」について事務局から説明願う。</p>
今野課長	<p>(資料6, 資料6別冊, 資料7により説明)</p>
稲村会長	<p>今回は名取・岩沼の農業地域を臨空工業地帯にするということで農地を縮小する話と、鬼首地区のスキー場の隣の草地を森林に変えるという大きく二つで、あとは森林地域の縮小に関する報告事項ということである。</p> <p>御意見はあるか。</p>
稲村会長	<p>工業団地造成の方は既に調整がついているということで、地元が要請しているということもあるし、鬼首の方は「森林を拡大する」というとどちらかというとうまい方向への変更ということで問題ないと思う。</p>
稲村会長	<p>それでは、「宮城県土地利用基本計画図の変更案」については、案のとおり異議ない旨答申してよろしいか。</p>

一同	<異議なしの声>
稲村会長	それでは、本案について、異議ないものと認め、答申することに決定する。 以上で、議事の審議は終了する。